

厚生・産業常任委員会資料
平成 27 年（2015 年）3 月 6 日
健康医療福祉部 子ども・青少年局

滋賀県配偶者からの暴力の防止および 被害者の保護等に関する基本計画 (案)

平成 27 年 3 月
滋 賀 県

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2

第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題

1	相談の状況	3
2	一時保護の状況	6
3	法律相談の実施状況	7
4	保護命令制度	7
5	DVに関する県民意識	8
6	国の制度の動向など社会情勢の変化	11
7	DVをめぐる課題の整理	12

第3章 基本理念と施策の柱

1	基本理念（目指す方向）	15
2	施策の柱（施策体系）	16

第4章 具体的施策

I	教育・啓発などDVの未然防止に向けた取組の推進	17
II	早期発見・相談体制の強化	19
III	被害者の安全確保および保護体制の充実	24
IV	被害者への切れ目のない自立支援	27
V	子どもを守る取組と支援	30
VI	関係機関・団体への支援と連携、協力	32
	数値目標	34

第5章 計画の推進にむけて

1	それぞれが果たす役割	35
2	計画の推進体制	36
3	点検評価・進行管理・計画の見直し	36

【参考資料】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
県内の配偶者暴力相談支援センター一覧	

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者^{*1}からの暴力^{*2}であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。また、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が気付かないうちに被害が深刻化する特性を有しています。

さらに、DVは子どもに対して心理的外傷を与えるなど深刻な影響をもたらすため、「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、「児童虐待」であると定義されています。DVは子どもに対する心理的な虐待となりますが、それに留まらず、加害者の暴力が子どもにも向かうことで身体的虐待となり、心身に傷を負った被害者が子どもの養育についてネグレクトになるなど、虐待がより重篤化することが懸念されます。

平成25年6月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法律の適用対象となりました。

こうしたことから、一人ひとりが意識して、DVへの理解を深め、人権の擁護と男女平等の実現を図ることが大切となっています。DVを社会的な問題としてとらえて、広報啓発から相談、一時保護、保護命令制度の利用についての援助、被害者の自立支援等に至るまで広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

県においては、平成16年に国が定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、DVが身近にある重大な人権侵害であることを認識し、DVを許さない社会の実現を目指し、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる総合的かつ積極的な施策の展開を図るため、平成19年2月に「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、これまで、改定を行いながら、取組を進めてきました。

このたび、計画期間の終期を迎えることに伴い、DV防止法などDVを取り巻く社会環境の変化、県民ニーズを踏まえ、現計画を見直し、「県基本計画」を策定します。

*1 【配偶者】

DV防止法第1条第3項に定める「配偶者」をいう。
婚姻の届出をした夫婦の一方だけでなく、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者（いわゆる事実婚）も含む。

*2 【配偶者からの暴力】

DV防止法第1条第1項に定める「配偶者からの暴力」をいう。
「配偶者」からの暴力だけでなく、「元配偶者（事実婚を含む。）」からの暴力も含む。

2 計画の性格

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく、都道府県における配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題

1 相談の状況

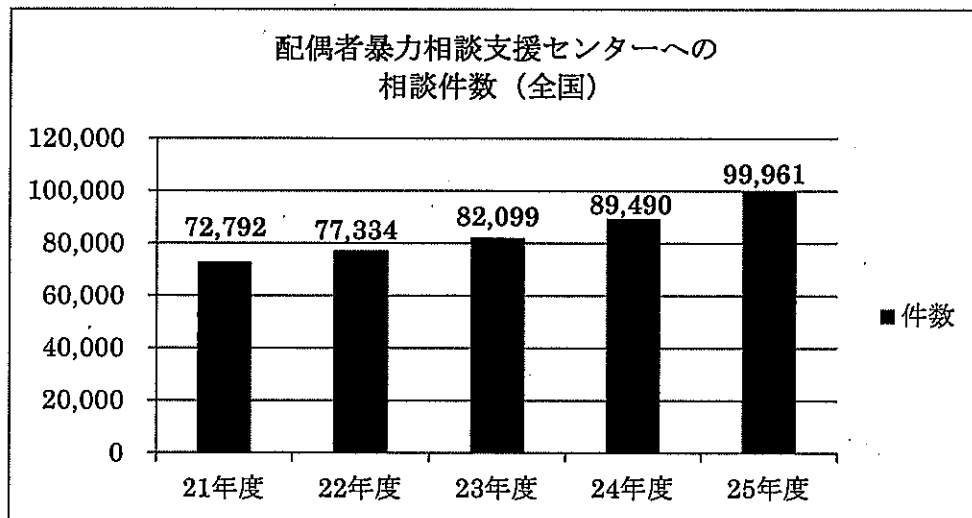
(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

全国の配偶者暴力相談支援センター*₃（平成25年度 238か所）の相談件数は、配偶者暴力相談支援センターの増加に伴って、平成21年度以降、増加傾向にあり、平成25年度は99,961件となっています。

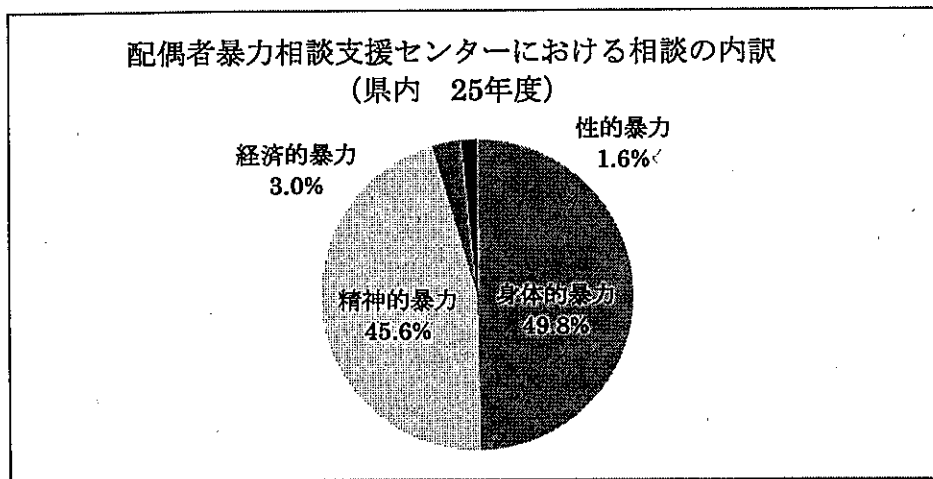
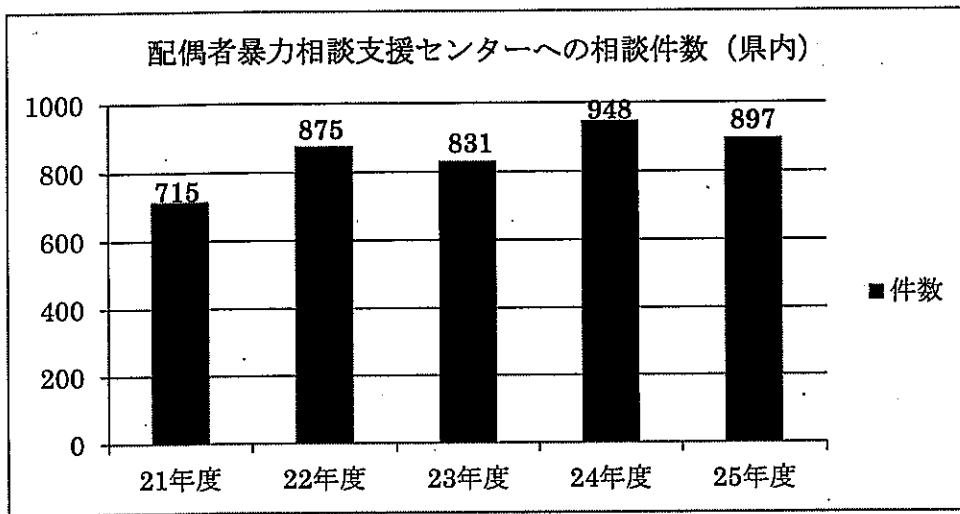
県内3か所の配偶者暴力相談支援センター（中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、男女共同参画センター）における平成25年度の相談件数は897件であり、前年度（平成24年度）と比較すると51件（5.4%）減少しています。

相談を種類別にみると、身体的暴力が49.8%と約半数を占め、精神的暴力が45.6%、経済的暴力が3.0%、性的暴力が1.6%と、身体的暴力、精神的暴力で、全体の9割以上を占めています。

また、男女別にみると、女性からの相談が880件（98.1%）、男性からの相談が17件（1.9%）となっています。また、交際相手からの暴力に関する相談件数は、17件で、うち女性からの相談が16件、男性からの相談が1件となっています。



(H25年度 内閣府男女共同参画局)



交際相手からの暴力に関する相談受理件数(25年度)

施設名	性別		計
	男	女	
中央子ども家庭相談センター	0	11	11
彦根子ども家庭相談センター	0	0	0
男女共同参画センター	1	5	6
計	1	16	17

(H25年度 滋賀県子ども・青少年局調査)

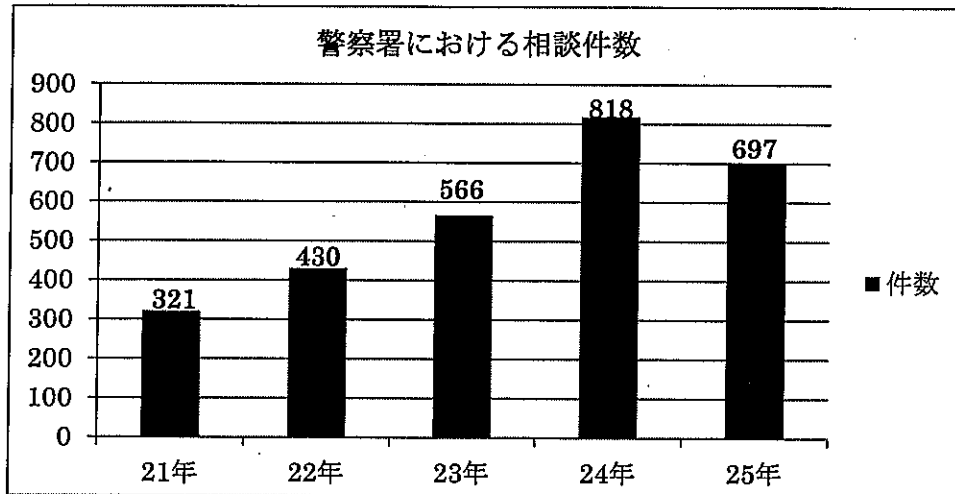
*3 【配偶者暴力相談支援センター】

DV防止法第3条により、①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関。

(2) 警察署における相談件数

県内の警察署における平成25年の相談件数は、697件であり、ピークとなる前年（平成24年）と比較すると、121件（14.8%）減少しています。

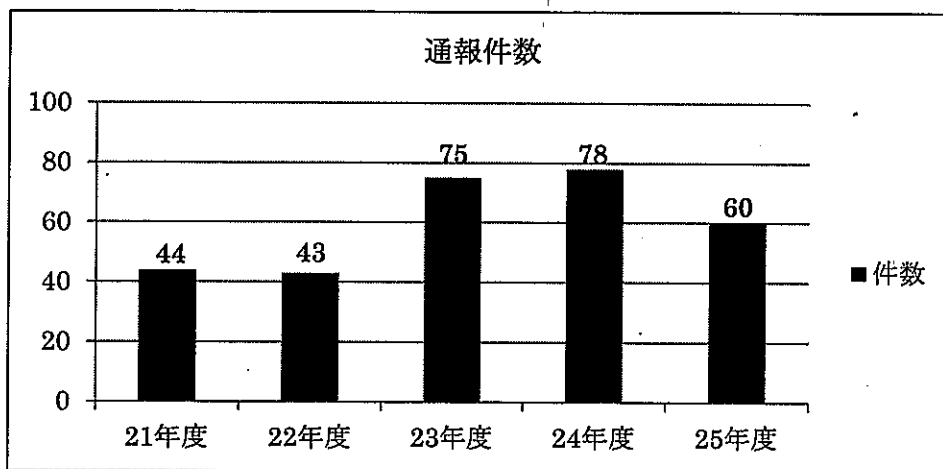
平成21年から平成25年にかけて、相談件数が徐々に増加しており、平成23年から平成24年にかけては、252件（44.5%）と、大幅に増加しています。



(H25年 滋賀県警察本部調査)

(3) 配偶者暴力相談支援センターへの通報件数*4

本県における、平成25年度の通報件数は、60件であり、前年度（平成24年度）と比較すると18件（23.1%）減少していますが、平成22年度から平成23年度にかけては、32件（74.4%）増加しています。



(H25年度 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」)

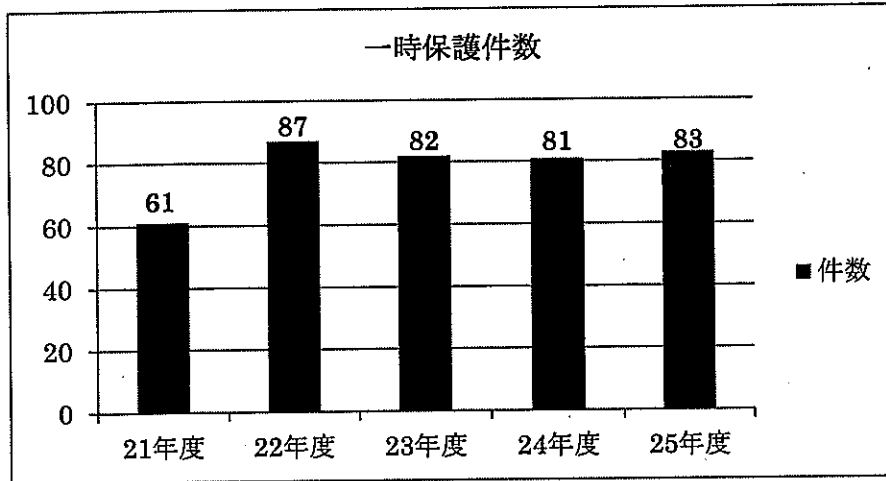
*4 【配偶者暴力相談支援センターへの通報件数】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第6条に該当する者（当事者以外の第三者）からの通報件数。

2 一時保護の状況

(1) DVによる一時保護件数

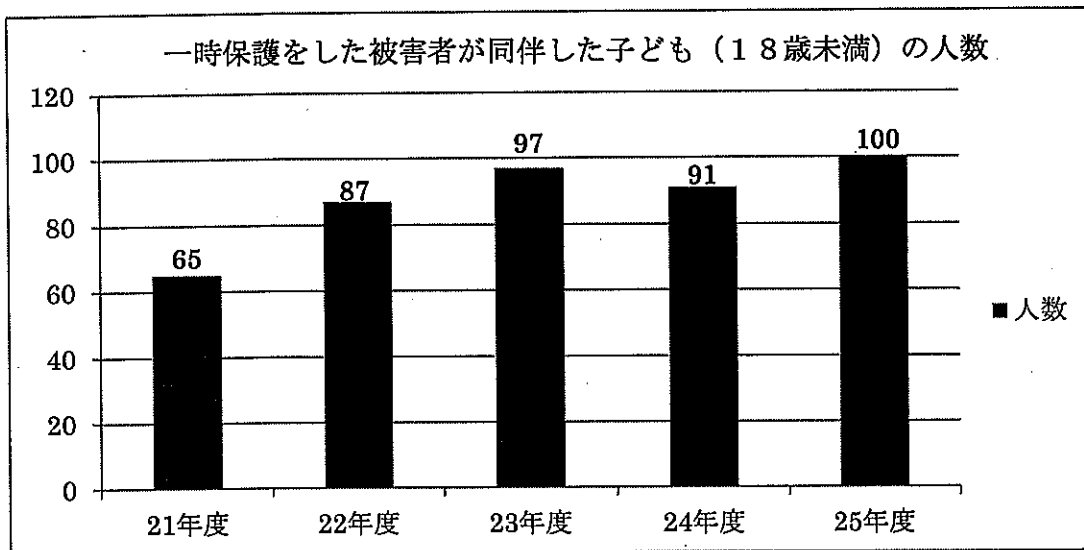
平成25年度のDVによる被害者の一時保護件数は83件となっており、平成21年度から平成22年度にかけて26件(42.6%)の大幅な増加が認められますが、以降は、微増減を繰り返し、年間80件台で推移しています。



(H25年度 滋賀県子ども・青少年局調査)

(2) 一時保護をした被害者が同伴した子ども(18歳未満)の人数

また被害者が、一時保護所に同伴した子どもの人数について、平成25年度は100人となり、平成20年度以降で最も多くなっています。

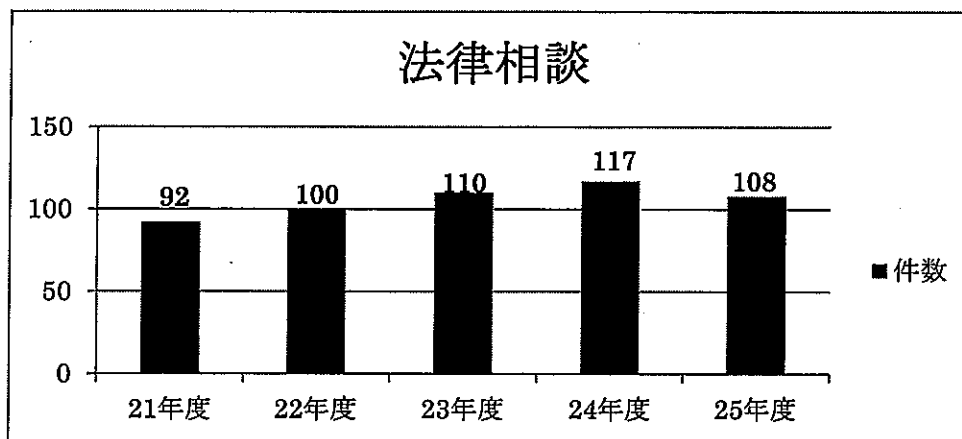


(H25年度 滋賀県子ども・青少年局調査)

3 法律相談の実施状況

(1) 法律相談の件数（配偶者暴力相談支援センター）

平成25年度の法律相談の件数は108件であり、前年度（平成24年度）と比較すると9件（7.7%）減少しています。平成22年度以降は、継続して年間100件を超えています。

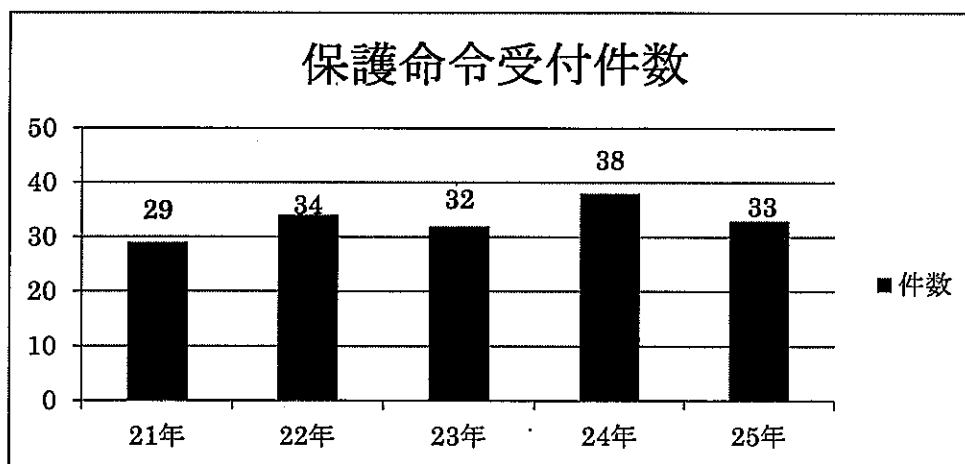


(H25年度 滋賀県子ども・青少年局調査)

4 保護命令制度

(1) 保護命令受付件数（大津地方裁判所受付分）

加害者から、危害を加えられることを防ぐために、被害者は保護命令を申請することができます。平成25年の保護命令受付件数は33件であり、平成21年以降、30件前後で推移しています。



(H25年 大津地方裁判所調査)

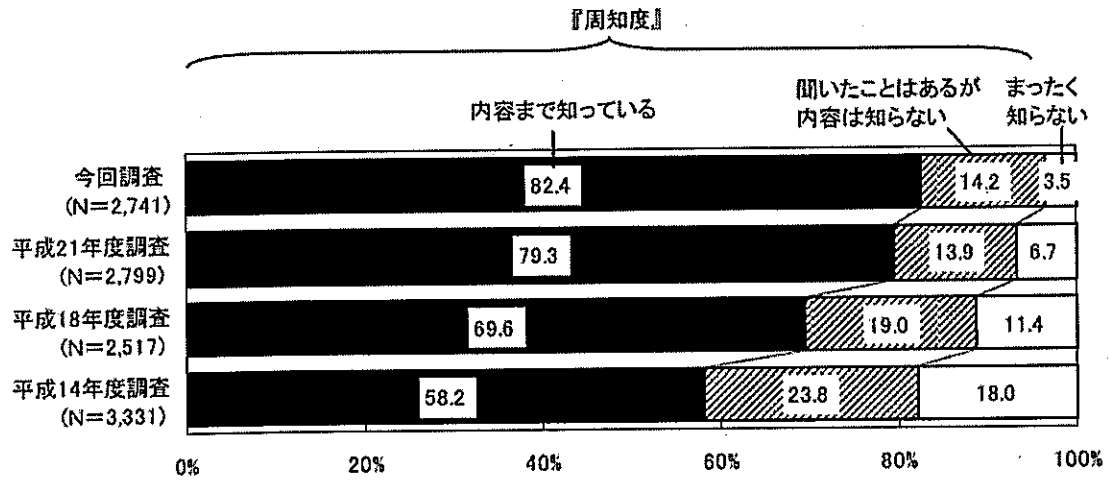
*5 【保護命令】

被害者が加害者からの身体に対する暴力により、その生命または身体に、危害を受ける恐れが大きい時に発せられる。被害者への接近禁止命令、談話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

5 DVに関する県民意識

(1) DVの周知度

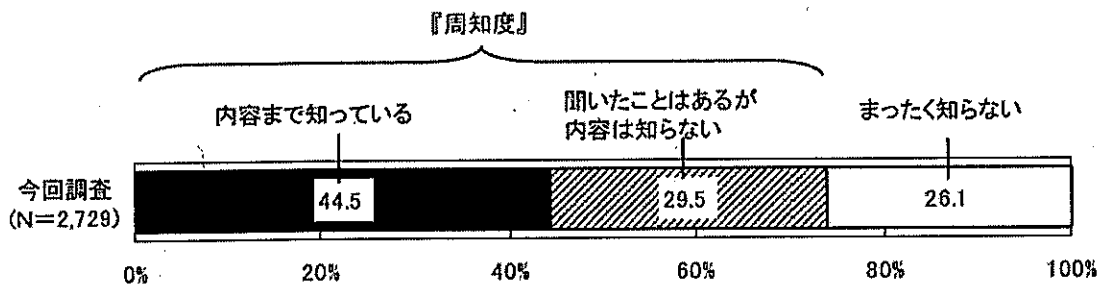
平成26年度に県が行った「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」では、DVについて「内容まで知っている」と回答した人は、82.4%であり、前回の調査結果と比較すると、3.1%上昇しています。また、約3%の人は「まったく知らない」と回答しています。



(男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

(2) デートDV*6の周知度

デートDVについて、「内容まで知っている」と回答した人は44.5%であり、半数以上の人々が、デートDVについて、「聞いたことはあるが内容は知らない」「まったく知らない」と回答しています。



(H26年度 男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

*6 【デートDV】

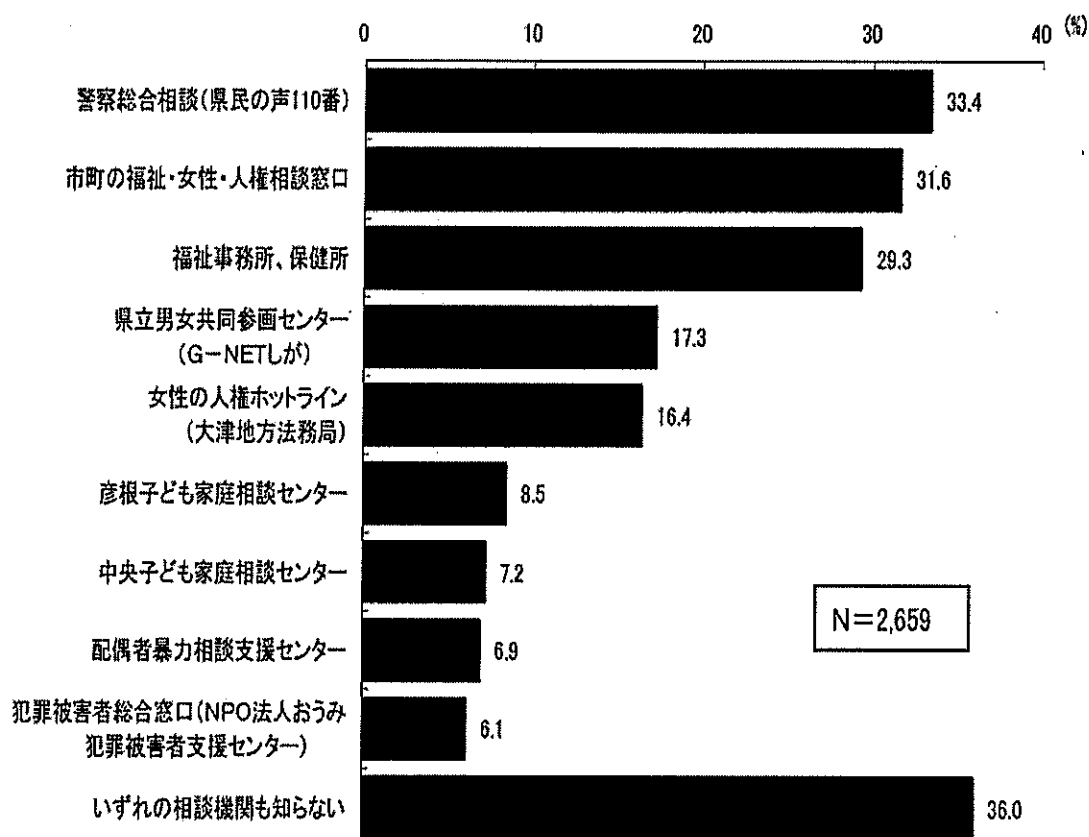
婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力。

(3) DV相談機関の認知度

DVの相談機関の認知度について、平成26年度では、警察総合相談が最も高く、33.4%とでなっています。

一方、配偶者暴力相談支援センターの認知度は、6.9%で、男女共同参画センターは17.3%、中央子ども家庭相談センターは7.2%、彦根子ども家庭相談センターは8.5%となっています。

また「いずれの相談機関も知らない」と回答した人は36.0%です。

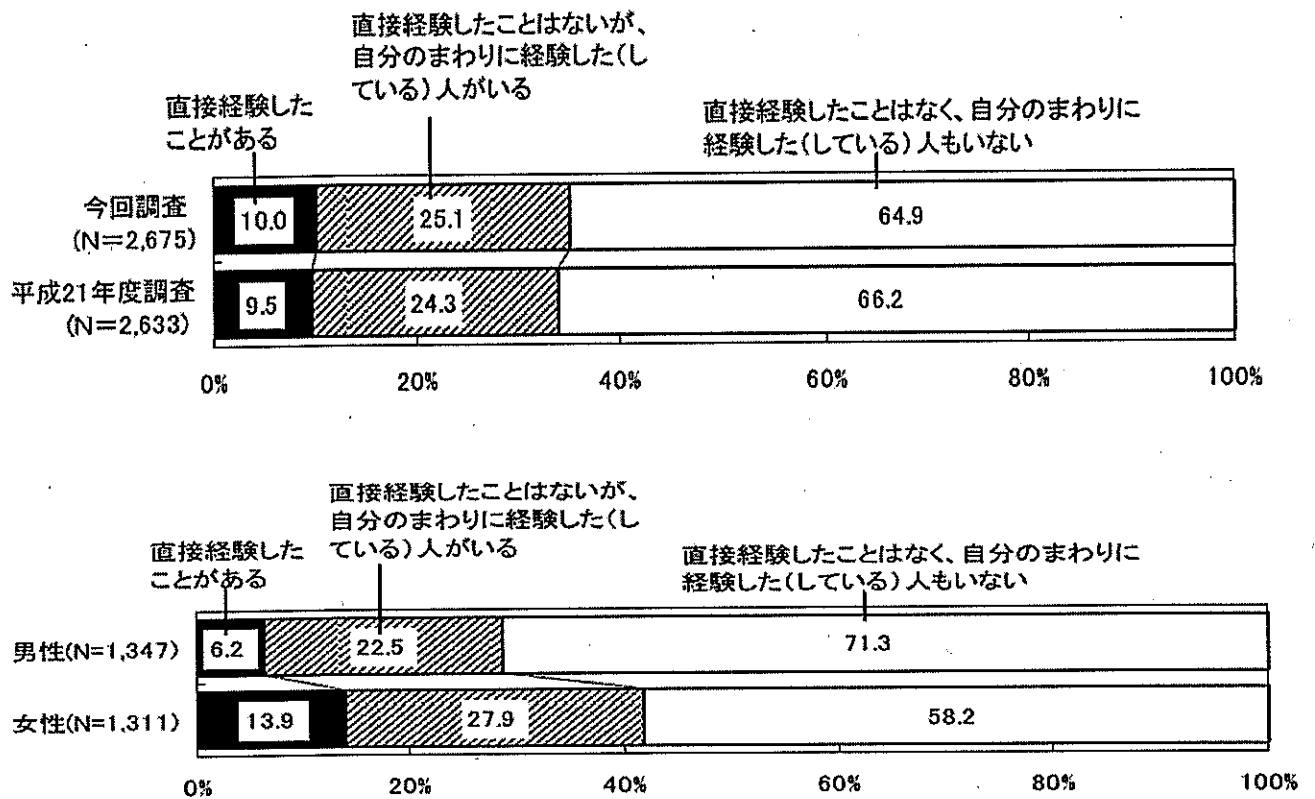


(H26年度 男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

(4) 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力の経験について

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる身体的・心理的・性的暴力（DV及びデートDV）について、平成26年度調査では10.0%の人が「直接経験したことがある」と回答しています。

男女別にみると、女性では13.9%の人が「直接経験したことがある」と回答しており、男性では6.2%の人が「直接経験したことがある」と回答しています。



(男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査)

6 国の制度の動向など社会情勢の変化

平成25年6月26日にDV防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。また、この法律改正に伴って、平成25年12月26日に「基本方針」も改正され、配偶者からの暴力の未然防止に向けて、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、教育関係者等に対して周知するなどが、定められました。

○ DV防止法一部改正法の主な改正内容

- ・ これまで、法律の適用対象とされていたのは、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）からの暴力及びその被害者とされていましたが、平成25年の法律改正により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを省く。）をする関係にある相手からの暴力およびその被害者について、この法律を準用することとなりました。

○ 基本方針の主な改正内容

- ・ DV防止改正法の施行に伴い、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力および被害者へ準用について規定し、基本方針の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に変更されました。

基本方針の主な改正内容を以下のとおりです。

- ・ 児童扶養手当法施行令、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の見直しなどの関連施策における制度・運用改善の内容
- ・ 被害者が高齢者または障害者である場合の対応
- ・ 警察における被害者の意思決定を支援する手続き
- ・ 保護命令制度の適切な運用の実現のための施策について
- ・ 民間団体との連携
- ・ 若年層への教育啓発及び暴力の防止
- ・ 調査研究の推進等

7 DVをめぐる課題の整理

(1) DV未然防止に関する取組

- 平成26年度に実施した「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)によると、DVについて、「聞いたことはあるが内容は知らない」「全く知らない」と回答した人は、17.7%となっており、平成21年度県民意識調査と比較すると2.9ポイント減少しています。

また、DV防止法が改正(H25.6)され、婚姻関係にある人だけでなく、同居している交際相手から暴力を受けている人も被害者とする等、法の適用範囲が拡大しました。

今後ともDVに関する広報啓発活動に積極的に取り組み、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや、どのような行為がDVにあたるのか等、DVに関する正確な知識を普及させ、未然防止に取り組む必要があります。

- 婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力のことを、デートDVと呼びますが、デートDVも重大な人権侵害であるとともに、婚姻関係に移行した後にDVに至る可能性があります。

しかしながら、平成26年度県民意識調査では、デートDVについて、「聞いたことはあるが内容は知らない」「全く知らない」と回答した人は55.6%となっており、認知度が低い状態となっています。

DVを未然に防止するため、男女交際が活発化する高校生などの若年層に対して、DVに関する理解を深めるための広報啓発、教育などを積極的に実施し、デートDVも含めDVに関する若年層の意識をさらに向上させていく必要があります。

(2) 早期発見・相談体制の充実

- 全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しており、本県においては、平成25年度の相談件数は897件であり、近年800件台で推移しています。DVは潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が気付かないうちに被害が深刻化する特性を有しており、被害者の早期発見、迅速で適切な対応や支援が被害の拡大防止につながります。

そのため、医療、福祉関係者などに対して、被害者*7を発見しやすい立場にあることを周知徹底するとともに連携し、被害者の早期発見に取り組んでいくことが必要です。

- 平成26年度県民意識調査によると、夫婦や恋人の間で相手から暴力を受けたときに相談できる機関については、「いずれの相談機関も知らない」と回答した人は、36.0%となっています。県民が必要な時に、速やかに相談できるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめとしたDV相談窓口の周知徹底を図る必要があります。

*7【被害者】

配偶者や同居している交際相手からの暴力により身体的または精神的な苦痛を受けている人。

- 相談にあたっては、被害者の話を十分に聞いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、助言を行うことが必要です。配偶者暴力相談センターでは、経済的な困窮や疾患など、さまざまな状況にある被害者の相談に対応することが求められており、相談員のスキルアップを図り、男女を問わず被害者の誰もが安心できる相談環境づくりに努めるとともに、関係機関との連携協力を深め、個々の状況に応じて適切に対応できる相談体制の充実に努める必要があります。
- 被害を防止するためには、被害者を保護し自立に向けた取組を行う一方で、加害者が、DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識を持ち、更生するための取組が必要です。現在、国においては、加害者更生の支援のための調査研究が実施されていますが、県内においても、被害者の安全性を高め、さらなる被害を防ぐことを目的として、加害者が更生に向かうことができるような取組を実施していく必要があります。

(3) 被害者の保護

- 平成25年度に県内において一時保護した被害者は83人でした。平成22年度以降、微増減を繰り返しながら、年間80件台で推移しています。全国的にみると、被害者が亡くなるといった残虐な事件が発生するなど、被害者は命の危険にさらされる状況にあるため、何よりも被害者の安全確保が重要です。
そのため、緊急性に応じて、被害者を迅速に保護するとともに、一時保護した被害者への心理的ケアの実施や加害者からの追及への対応等、安全の確保を常に考慮し、安心・安全に生活できる保護体制づくりに努める必要があります。
- 障害者、高齢者、外国人などの被害者について、医療機関、高齢者施設や障害者施設、民間シェルター等の連携協力を深め、一人ひとりの状況に応じた適切に対応できる保護体制の充実を図る必要があります。

(4) 被害者の自立支援

- 加害者から暴力を受けるという不安が解消され、被害者が自立し、安全に安心して暮らすことのできるよう、住宅の確保、就業など生活の基盤となる支援をはじめ、生活保護制度の円滑な運用や司法・行政手続に関する支援など様々な支援が必要です。
また、被害者が自立するにあたって、加害者から生活場所を特定されないかなど、さまざまな不安を抱えていることが推測されます。被害者が安心して暮らすために、関係機関・団体が連携協力し、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。

(5) 子どもを守る取組

- DV家庭に同居する子どもは心理的虐待の被害児童です。また、加害者の暴力が子どもにも向かい身体的虐待となったり、心身に傷を負った被害者が子どもの養育についてネグレクトの状態になるなど、児童虐待がさらに深刻化する恐れもあります。

このようなDVに関する児童虐待から子どもを守るためには、未然防止、早期発見、早期対応が不可欠であり、DVが児童虐待であるということを周知徹底し、関係機関が連携して、地域で見守る必要があります。

- 一時保護の際、被害者が同伴した子ども（18歳未満）の人数は、平成25年度は100人となり、ここ数年、増減を繰り返しながら、増加傾向にあります。DVを身近に見てきた子どもは、さまざまな心の傷を抱えており、心理的ケアを行う必要があります。そのため、子ども家庭相談センターと連携を図り、子どもの状況に応じて、カウンセリング等を実施する必要があります。さらに、子どもが一時保護所等の避難先から離れた後も、安心して安定した生活を送るため、市町や学校、保育所等と連携するなど、子どもの安心で安全な生活に向けた継続的な支援が求められます。

(6) 関係機関・団体等との連携、協力

- DV対策には、未然防止、早期発見、早期対応、一時保護、自立支援が重要です。そのためには、県、市町や関係機関、民間団体等が、連携協力体制の充実を図り、社会全体で、効果的なDV対策を推進していくことが必要です。

また、緊急時における安全確保や同行支援、自立支援、研修等における専門的知見の活用等について、民間団体等と密接に連携を図りながら、より効果的な取組の充実を図っていく必要があります。

第3章 基本理念・施策の柱

1 基本理念（目指す方向）

配偶者等からの暴力が犯罪行為を含む重大な人権侵害であるとの基本的な考え方のもと、人権が擁護され、男女が互いを尊重する社会の実現を目指します。

- DVを容認しない社会
- 被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- 被害者が自立し、安全に安心して暮らすことのできる社会

2 施策の柱（施策体系）

これまでの取組みや課題を踏まえたうえ、以下の6項目を柱として、具体的な施策を推進します。

- I 教育・啓発などDVの未然防止に向けた取組の推進
- II 早期発見・相談体制の強化
- III 被害者の安全確保および保護体制の充実
- IV 被害者への切れ目のない自立支援
- V 子どもを守る取組と支援
- VI 関係機関・団体等への支援と連携・協力

施策体系表

施策の柱	重点施策	具体的施策
I 教育・啓発などDVの未然防止に向けた取組の推進	(1)人権教育・啓発の推進	①人権教育・学習の充実 ②人権啓発 ③子どもに関わる職員等に対する研修
	(2)DVの未然防止対策の推進	①DV理解のための広報・啓発の実施 ②学校における未然防止に向けた教育の充実 ③市町における広報・啓発の推進
II 早期発見・相談体制強化	(1)早期発見・通報体制の強化	①被害の早期発見・通報のための広報・啓発 ②医療・福祉等関係者への啓発 ③各種虐待相談窓口等との連携 ④通報に対する適切な対応
	(2)相談体制の充実	①配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実 ②警察における相談業務の充実 ③外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備
	(3)相談対応者の研修・啓発の充実	①相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発
	(4)苦情の適切かつ迅速な処理	①苦情の適切かつ迅速な処理
	(5)加害者からの相談および加害者更生などに対する取組	①加害者相談の実施 ②加害者更生に対する調査研究等の推進
III 被害者の安全確保および保護体制の充実	(1)被害者の安全確保	①緊急時の安全確保 ②民間シェルターとの連携強化 ③警察による被害の防止
	(2)一時保護体制の充実	①一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施 ②外国人、高齢者、障害者など被害者に応じた一時保護 ③県域を越えた連携体制づくりへの調整
	(3)保護命令制度に対する適切な対応	①保護命令制度の利用に対する支援 ②保護命令の通知を受けた場合の対応
	(4)被害者の個人情報の保護	①住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続き ②被害者の情報管理の徹底
IV 被害者への切れ目のない自立支援	(1)住宅の確保および入居支援	①公営住宅への入居支援 ②アパート等入居のための身元保証
	(2)就業支援	①就業の支援 ②就職に向けた技能・知識の習得のための支援 ③就職時の身元保証
	(3)被害者等に対する生活支援	①生活保護制度等の円滑な運用
	(4)被害者の安全確保と心理的ケア	①被害者の安全確保 ②被害者カウンセリングの充実
	(5)司法・行政手続きに関する支援	①法律相談の実施 ②関係機関への情報提供と円滑な手続き
V 子どもを守る取組と支援	(1)児童虐待から子どもを守る取組	①市町要保護児童対策地域協議会の活用 ②相談機関による継続的な支援 ③継続的な見守り活動の推進 ④DV相談と虐待相談の連携
	(2)子どもに関する支援	①子どもの学習支援や心理的ケア ②安全で円滑な転校手続き ③保育所等への入所 ④一時保護施設退所後の子育て・子育て支援
VI 関係機関・団体等への支援と連携・協力	(1)市町との連携	①円滑に連携するための体制づくりの推進 ②市町のDV対策基本計画の策定支援
	(2)民間団体に対する援助および連携	①民間団体に対する援助および連携
	(3)関係団体等との連携・協力	①保健所、市町保健センターとの連携 ②滋賀県DV問題対策会議・ネットワーク会議等の充実

第4章 具体的施策

I 教育・啓発などDVの未然防止に向けた取組の推進

基本目標

配偶者等からの暴力の未然防止に取り組みます。

施策の方向性

- DVが、犯罪を含む重大な人権侵害であることを理解するとともに、DVに関する正確な知識を高めるための教育、啓発に取り組みます。
- DVの未然防止に向けて、DVに関する若年層の意識を向上させるため、学校等における教育の充実や広報、啓発に取り組みます。

具体的施策

(1) 人権教育・啓発の推進

① 人権教育・学習の充実

- ・ 地域や学校、関係機関において、人権教育およびDV防止の理解を深めるための教育・学習が実施されるよう、啓発資料の提供や、必要に応じて講師の派遣を行います。

② 人権啓発

- ・ 「DVは重大な人権侵害であるとともに、命にかかわる犯罪である」という認識を高め、すべての人の人権が尊重された豊かな社会の実現を目指して、広報、啓発の充実に取り組みます。

③ 子どもに関わる職員等に対する研修

- ・ 保育士、教職員、放課後児童クラブ指導員、保健師等、子どもを取り巻く関係職員等が、DVに関する適切な認識を持ち、子どもに接するため、DV防止のための啓発や研修を実施します。

(2) DVの未然防止対策の推進

① DV理解のための広報・啓発の実施

- ・ 犯罪被害者週間や「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて、若年層をはじめ、あらゆる世代を対象に、DV防止やDVによる犯罪被害者の支援について啓発を行います。

② 学校における未然防止に向けた教育の充実

- ・ 中学生・高校生・大学生等、若年層に対して、デートDV防止啓発などを通して、対等な人間関係を築いていくことの大切さについて啓発します。
- ・ DV未然防止のための啓発資料の周知に努めるとともに、子どもの発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて、男女が互いに相手の人格を尊重し、暴力を許さない態度等を育成できるよう取り組みます。

③ 市町における広報・啓発の推進

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の啓発強調期間を中心に、さまざまな機会を通じて、DV防止等女性に対する暴力の根絶に向けた啓発を積極的にするよう市町とともに推進します。

II 早期発見・相談体制の強化

基本目標

被害者を早期に発見し、早期に対応できるよう体制強化に取り組みます。

施策の方向性

- 被害者が早期に相談できるよう、相談機関の窓口の周知に取り組むとともに、医療・福祉関係者に対して、被害者を発見しやすい立場にあることの周知徹底を図ります。
- さまざまな状況を抱えた被害者の相談に対応するため、相談員のスキルアップを図り、男女を問わず、誰もが安心できる相談環境づくりを進めます。

具体的施策

(1) 早期発見・通報体制の強化

① 被害の早期発見・通報のための広報・啓発

- ・ 県民が速やかに、通報できるよう、被害者から相談があった場合の対応や通報先などについて、パンフレットやホームページなど様々な広報媒体を通じて啓発を行います。
- ・ DVの相談機関である配偶者暴力相談支援センターについて周知するため、DV相談カードを作成し、県内の病院、美容院、化粧室等、特に女性が多く利用すると考えられるところに配布します。
- ・ 外国語に翻訳したDV防止啓発カードや点字カードを作成し、外国人や障害者に対応した啓発に取り組みます。

② 医療・福祉等関係者への啓発

- ・ 子どもの育ちや子育てなどの機会を通じて発見しやすい立場にある医療機関や市町保健センター、地域子育て支援センター、学校などへ啓発パンフレットを配布し、被害者の早期発見や通報につなげます。
- ・ 被害者を発見しやすい立場にある、医療関係者からの通報を円滑に進めるため、医療関係者に対する被害者対応リーフレットを作成するとともに、滋賀県医師会等に対して協力を求め、連携し、発見・通報への理解促進を図ります。

③ 各種虐待相談窓口等との連携

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害を受けた障害者や高齢者へ切れ目のないケアができるよう、県・市町の障害者、高齢者担当課や地域包括支援センター*8等と連携を進めていきます。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者を早期に発見し、早期に対応するため、県・市町の児童虐待相談担当課、子育て相談担当課等関係機関と連携を進めていきます。

④ 通報に対する適切な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、通報があり、被害者に危害が及ぶと考えられる場合、警察に同行支援などを要請し連携協力のうえ、速やかに適切な一時保護を実施します。
- ・ 被害者が自宅や地域で生活を継続する場合は、市町や警察と連携しながら被害者の見守りを行います。
- ・ 警察は、加害者の検挙のほか、加害者等への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。

*8 【地域包括支援センター】

介護保険法（平成9年法律第123号）により設置される地域の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関。

(2) 相談体制の充実

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し、相談を行い、また相談者の思いに沿った自立支援のための情報提供を行うとともに、必要に応じて一時保護中に、各市町や家庭裁判所等関係機関へも同行します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に向けて、離婚や親権、借金など様々な相談に対して、弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的に行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、相談員に対して、嘱託医（精神科医）や臨床心理士によるスーパービジョン*₉を定期的を実施し、専門的な助言を行うことによって、相談員による支援の質の向上を図ります。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し心理担当職員がカウンセリング*₁₀を実施するほか、必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や民間団体のカウンセリング窓口等を紹介します。また、DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。

② 警察における相談業務の充実

- ・ 警察は、各警察署に女性警察官を配置し、被害者からの相談に対して、適切な対応を取るとともに、さらなる被害を防止します。

*9 【スーパービジョン】

相談員が同等またはより経験のある者に相談事例の評価・検討や、指導監督的、教育的、支援的活動を受けること。

*10 【カウンセリング】

学業や生活、人間関係などで不安や悩み、適応上の問題を持つ人に対して、心理学的な専門知識や経験に基づいて助言・援助すること。

③ 外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備

- ・ 外国人、障害者および高齢者を対象とした相談機関と配偶者暴力支援センターの連携を強化するとともに、相談に的確に対応できるようDV理解のための研修会を開催します。
- ・ 外国人被害者からの相談に対し、的確で正確な通訳対応ができるよう、通訳者に対して研修を行い、通訳者の充実に努めるとともに、関係団体と連携し、外国人被害者の相談の充実を図ります。
- ・ 外国人や障害のある被害者に対して、外国語や点字、音声による制度の紹介や、自立支援のための情報提供を図ります。
- ・ 聴覚障害者からの相談に、的確で正確な手話通訳ができるよう聴覚障害者センターや民間団体と連携していきます。

(3) 相談対応者の研修・啓発の充実

① 相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発

- ・ 被害者相談窓口において、的確な相談対応ができるよう、相談員に対して、DV対応マニュアル等を配布するとともに、よりDV対応の専門性を高め、技術の向上を図るための専門研修を実施します。
- ・ 市町の様々な相談業務に関わる職員、家庭裁判所調停委員、民生委員児童委員、弁護士、医療保健関係者等でDVを発見したり、被害者から相談を受ける可能性がある職業についている者を対象に、被害者に適切な対応がとれるよう、研修や啓発を行います。
- ・ 警察は警察職員にDV対応に関する研修等を実施します。
- ・ 市町の各相談窓口において、被害者の立場に立った的確な対応ができるよう、相談員等が参加する研修会や会議において、被害者支援の情報や助言を行うなどの支援を行います。
- ・ 県内相談機関のより適切な対応に向けて、相談機関のネットワーク化を図るとともに、相談員を対象に、より専門性を高め、技術の向上を図るための専門研修を実施します。

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理

① 苦情の適切かつ迅速な処理

- ・ すべての関係機関は、職務関係者に対する苦情の申出について、申出者への説明責任を果たすとともに、二次被害防止も含め、適切かつ迅速な処理を図ります。

(5) 加害者からの相談および加害者更生などに対する取組

① 加害者相談の実施

- ・ 被害者の安全確保や暴力が次世代へと連鎖していくことを防ぐため、加害者が自らの責任を自覚し、暴力を振るうべきでない気付くことができるよう、加害者相談を実施します。

② 加害者更生に対する調査研究等の推進

- ・ 国において、行われる調査研究の動向を把握するとともに、県内の情勢、県民ニーズを考慮した加害者更生の取組の実施についての調査研究や情報収集を行います。

Ⅲ 被害者の安全確保および保護体制の充実

基本目標

被害者の安全確保と状況に応じた適切な保護や支援に取り組みます。

施策の方向性

- 被害者の命を守るため、安全確保を第一に行います。
- 被害者が安心・安全に過ごすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた適切に対応できる保護体制の充実に取り組みます。

具体的施策

(1) 被害者の安全確保

① 緊急時の安全確保

- ・ 被害者は命の危険にさらされる等、危険な状況にあるため、一時保護所*11や一時保護委託施設*12の場所が特定されないよう、情報の管理には十分に配慮し、警察と連携しながら被害者の安全確保を行います。
- ・ 夜間や休日に、加害者が被害者を追ってくる等、被害者へ危害が及ぶ恐れがある場合は、必要に応じ、一時保護所に警備員を配置し、被害者の安全確保を図ります。

② 民間シェルターとの連携強化

- ・ 同伴する子どもが、中学生以上の男子である場合や、被害者が男性の場合等、被害者の状況に応じて、積極的に民間シェルター*13の活用を図ります。

③ 警察による被害の防止

- ・ 警察は、加害者の検挙のほか、加害者等への指導警告など被害者の保護と再被害防止のための措置を行います。

*11 【一時保護所】

保護・援助を要する女性を一時的に保護する施設。

*12 【一時保護委託施設】

厚生労働省が一定の基準を満たす施設を被害者を対象に一時保護ができる施設として認めた施設で、県が一時保護業務を委託している施設。

*13 【民間シェルター】

被害者の緊急避難場所として一時的に提供される施設で、民間で運営されているもの。

(2) 一時保護体制の充実

① 一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施

- ・ 精神科医や心理療法担当職員によるカウンセリングを実施するなど、個々の状況に応じた適切な支援に努め、入所者の緊張と不安を和らげます。

② 外国人、高齢者、障害者など被害者に応じた一時保護

- ・ 被害者の心身の状況に応じた一時保護を行うため、市町の障害者、高齢者虐待担当課等と連携しながら対応します。
- ・ 外国人被害者の一時保護に対応できるよう、外国語による説明書を作成し、安心して保護中の生活が出来るよう対応します。

③ 県域を越えた連携体制づくりへの調整

- ・ 全国知事会にて策定された申し合わせ事項に基づき、被害者の状況に応じ避難が必要な場合、適切な保護が実施できるよう他の自治体との連携を図ります。

(3) 保護命令制度に対する適切な対応

① 保護命令制度の利用に対する支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度の利用について、情報の提供・助言・裁判所への同行および関係機関への連絡などの支援を行います。
- ・ 警察は、保護命令申立等の際の被害者の安全確保や同行支援について、配偶者暴力相談支援センターや民間団体と連携し、支援を行います。

② 保護命令の通知を受けた場合の対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、速やかに被害者と連絡をとり、安全確保を図り、また親族等への接近禁止命令が出された場合には、親族等へその旨連絡すること等保護命令発令後の留意事項について、被害者に対して、情報提供を行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者本人の意思を尊重し、遠隔地への避難を検討するなど、保護命令を踏まえた今後の支援方針について、関係機関と連携しながら、被害者の状況に応じた保護を図ります。

(4) 被害者の個人情報の保護

① 住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続き

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の住民基本台帳の閲覧等の制限^{*14}にかかる手続きが円滑に行われるよう、警察や福祉事務所、市町の担当課と連携して、的確な情報提供を行います。
- ・ 閲覧制限事務に関わる諸課題について検討し、また、滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会の研修などに助言等支援をします。

② 被害者の情報管理の徹底

- ・ 関係機関や職務関係者に対し、滋賀県DV問題対策会議や研修の場を通じて、被害者に関する秘密の保持や個人情報の管理の徹底を図ります。

*14 【住民基本台帳の閲覧等の制限】

DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的による利用を制限する制度。

IV 被害者への切れ目のない自立支援

基本目標

被害者が自立し、安全に安心して暮らすことのできるように支援に取り組みます。

施策の方向性

- 被害者が安心した生活が送れるよう、関係機関と連携し、住宅の確保のほか、経済的支援、就業支援、心理的ケアなど、切れ目のない自立支援に取り組みます。

具体的施策

(1) 住宅の確保および入居支援

① 公営住宅への入居支援

- ・ 公営住宅の優先入居^{*15}、被害者の単身入居の募集の実施、また、公営住宅の入居者募集情報について、配偶者暴力相談支援センターや市町の相談窓口を通じて、被害者に情報提供します。
- ・ 県営住宅に被害者用に一時使用可能な住戸を確保しており、緊急に受入れが必要な場合、目的外使用許可制度^{*16}を活用した住宅の提供を行います。
- ・ 被害者が入居を申し込むための同居要件の緩和、優先入居の制度化、および目的外使用制度の活用について、市町営住宅担当部局と協力して行います。

② アパート等入居のための身元保証

- ・ 被害者が自立するにあたって、民間住宅の賃貸契約の保証人が確保できない場合については、身元保証人の確保に対する支援をします。

*15 【県営住宅の優先入居】

県営住宅では、年4回実施する入居者募集時に、応募者全員を対象に入居者決定のための抽選を実施しており、母子家庭等には倍率優遇措置をとっている。

なお、平成18年度からは、被害者に対しても、子ども家庭相談センター所長の証明書または裁判所の保護命令決定書の写しがあれば離婚成立前でも母子家庭と同様の倍率優遇措置をとることとしている。

*16 【県営住宅の目的外使用制度】

被害者を対象に、子ども家庭相談センター所長の証明書または裁判所の保護命令決定書の写しがあれば、1年を限度として県営住宅に一時入居できる制度。

(2) 就業支援

① 就業の支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就業に向けた支援の、職業能力開発へのアドバイスなど個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。
- ・ 滋賀マザーズジョブステーション^{*17}において、キャリアカウンセラーによる就労にいたるまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育てを両立するための保育等の情報の提供や就職ナビゲーターによる求人情報の提供や職業紹介、託児など、ワンストップで、女性の就業を支援します。

② 就職に向けた技能・知識の習得のための支援

- ・ 母子家庭の母等を対象に民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、職業的自立を支援します。

③ 就職時の身元保証

- ・ 被害者が自立するにあたって、就職の際の保証人が確保できない場合については、身元保証人の確保に対する支援をします。

(3) 被害者等に対する生活支援

① 生活保護制度等の円滑な運用

- ・ 福祉事務所は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、生活保護制度、児童扶養手当^{*18}や母子・父子寡婦福祉資金などの母子等に関する生活支援にかかる施策の円滑かつ迅速な運用に取り組みます。

*17 【滋賀マザーズジョブステーション】

出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や、仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性などを支援する無料の就労支援窓口。

*18 【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父親と生計をともしない子どもの母等、母親と生計をともしない子どもの父等に対し、子どもの健全育成と自立の促進を図るために支給する手当。子どもとは、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある者をいう。

(4) 被害者の安全確保と心理的ケア

① 被害者の安全確保

- ・ DVは、つきまとい等ストーカー行為に発展する可能性が高いため、警察、配偶者暴力相談支援センター、各市町等の関係機関が連携して、被害者の安全確保に取り組みます。

② 被害者カウンセリングの充実

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し心理担当職員がカウンセリングを実施するほか、必要に応じて、警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や民間団体のカウンセリング窓口等を紹介します。また、DVによる犯罪被害者や性暴力被害者については、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。〈再掲〉

(5) 司法・行政手続きに関する支援

① 法律相談の実施

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対して離婚や親権・借金など様々な相談に対して、弁護士などによる専門的なアドバイスを受けられる法律相談を定期的に行います。

② 関係機関への情報提供と円滑な手続き

- ・ 健康保険は、保険の種類によって所管する機関が違うことから、的確な情報が被害者に提供され、円滑な事務手続きが行われるよう、各健康保険事務担当機関と配偶者暴力相談支援センターとが連携します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合は、個別の内容に応じて、被害者が居住する市町担当窓口の情報や手続に必要な書類を発行する等、年金制度についての情報提供を行います。
- ・ 福祉事務所は、配偶者暴力相談支援センターと連携し、生活保護制度、児童扶養手当や母子・父子寡婦福祉資金などの母子等に関する生活支援にかかる施策の円滑かつ迅速な運用に取り組みます。〈再掲〉

V 子どもを守る取組と支援

基本目標

DV家庭に同居する子どもの安全、安心を確保します。

施策の方向性

- DV家庭に同居する子どもを児童虐待から守るため、関係機関と連携し、子どもを見守るとともに、子どもの安全、安心な生活に向けて切れ目のない支援に取り組みます。

具体的施策

(1) 児童虐待から子どもを守る取組

- ① 市町要保護児童対策地域協議会*19の活用
 - ・ 市町要保護児童対策地域協議会を活用し、また必要に応じて配偶者暴力相談支援センターがネットワークに参加することにより、被害者と子どもの適切な保護に取り組みます。
- ② 相談機関による継続的な支援
 - ・ 被害者と同居する子どもに関しては、子ども家庭相談センター*20、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）、市町の児童家庭相談担当課などが連携し、地域での切れ目のない円滑な子育て支援を進めます。
- ③ 継続的な見守り活動の推進
 - ・ DVによる児童虐待のおそれのある家庭や、一時保護所を退所した家庭等に対して、地域における見守り体制が整えられるよう、研修やパンフレットの配布等を通じて、民生委員児童委員のDVへの理解を深め、継続的な見守り活動を推進します。
- ④ DV相談と虐待の連携
 - ・ 県や市町において、DV相談を担当する部署と、児童虐待相談を担当する部署が連携し、情報交換を行い、相談対応に取り組みます。

*19 【市町要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法第25条の2に基づく法定協議会で、市町において福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議・調整を行う組織。

*20 【子ども家庭相談センター】

児童福祉法第12条により市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことにより子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置された児童相談部門と、売春防止法第34条に基づき女性の相談・援護措置を講ずることを目的に設置された女性相談部門を擁する行政機関。

本県では、中央子ども家庭相談センターと彦根子ども家庭相談センターの2か所がある。

(2) 子どもに関する支援

① 子どもの学習支援や心理的ケア

- ・ 一時保護所にて学習支援を行うとともに、心に傷を受けた子どもについては、子ども家庭相談センターと連携し、面接などによるきめ細かいケアを行います。

② 安全で円滑な転校手続き

- ・ 教育委員会および学校、幼稚園は、転校（園）手続の簡素化に努めるとともに、被害者等に係る情報の保護に配慮します。

③ 保育所等への入所

- ・ 被害者の子どもが保育所等に入所する際に、住民票の異動手続きがなくても入所ができるよう、また母子家庭等については優先的に入所できるように、市町と協力して行います。

④ 一時保護施設退所後の子育て・子育て支援

- ・ ひとり親家庭に対して、小・中・高校生の子どもの対象に月2回程度ホームフレンド*21を派遣し、子どもの話し相手や簡単な学習指導などを行います。
- ・ 子ども家庭相談センターは、市町の児童家庭相談担当課、県健康福祉事務所（子ども家庭相談室）との連携による日常的かつ継続的な支援に引き続き取り組みます。

*21 【ホームフレンド】

ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等、児童訪問援助員。

VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力

基本目標

市町や民間団体等とともに、DVの防止および被害者の保護等に取り組みます。

施策の方向性

- DVの未然防止、早期発見、早期対応、一時保護、自立支援が迅速に行えるよう、県、市町や関係機関、民間団体等と、連携協力体制を図り、社会全体で効果的なDV対策の取組を推進します。

具体的施策

(1) 市町との連携

① 円滑に連携するための体制づくりの推進

- ・ 県は、市町において、福祉・男女共同参画・人権所管部局やその他関係部局、警察署、民間団体などが連携し、被害者支援のための情報交換等ができるよう、必要な体制整備などを推進します。
- ・ 大津地方法務局および人権擁護委員連合会、配偶者暴力相談支援センター、市町、民間団体等の相談機関によるDV相談担当者連絡会議により、被害者へのより効果的な援助を図ります。

② 市町のDV対策基本計画の策定支援

- ・ 県内の全市町における、DV法に基づく基本計画が策定されるよう、情報提供や助言等支援を行います。

(2) 民間団体に対する援助および連携

① 民間団体に対する援助および連携

- ・ 一時保護委託の充実に向けて、DVの状況に応じた迅速かつ的確な保護を実施するため、民間団体が行うシェルターの運営等に対し、支援します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援などを行っている民間団体に、裁判所や弁護士事務所などへの同行支援の協力を求めるとともに、被害者の相談対応や自立支援について、民間団体と連携します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、民間団体と情報交換や連携し、被害者の二次被害^{*22}の防止や円滑な一時保護の実施などについて、効果的な支援方法を協議します。

*22 【二次被害】

相談・捜査・裁判・自立支援等に携わる関係者の不適切な言動でさらに被害者が傷ついてしまうこと。

(3) 関係機関・団体等との連携、協力

① 保健所、市町保健センターとの連携

- ・ 保健所や市町保健センターは、子どもの検診や相談活動において被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センターなどに円滑につながられるよう連携します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者と同伴児童の心身の健康回復に向け、医療機関、保健所、市町保健センターなどと連携します。

② 滋賀県DV問題対策会議・ネットワーク会議等の充実

- ・ 「滋賀県DV問題対策会議」において、実践的なDV対策の総合的な施策の在り方等について検討します。
- ・ DV対策支援連絡会議等を開催し、情報交換や事例検討を行い、被害者保護施策の推進を図ります。
- ・ 被害者にとって身近な地域における連携を強化するために、国、県、市町、警察、その他支援機関・団体等による地域ごとのネットワークづくりを図ります。
- ・ 滋賀県人権相談ネットワーク協議会の講座を活用し、講座を開催し、人権相談の相談員のスキルアップや関係機関の連携強化を図ります。

数値目標一覧

指 標		現状	目標
		平成25年度 実績	平成31年度
1	配偶者暴力相談支援センターの認知度	6.9% (H26.7)	50%
2	市町における基本計画の策定数	11市町	全市町
3	若年層向けDV防止啓発用DVDを活用している 県立高等学校数	16校 (H26.11)	47校

第5章 計画の推進にむけて

1 それぞれが果たす役割

(1) 県の役割

県は、本計画に基づき、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援のため、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進に当たっては、行政のみならず、県民や関係機関・団体の取組に負うところが大きいことから、それぞれの役割が十分に果たされるよう情報提供等必要な支援を行います。

また、被害者に対しては、被害者個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。

市町に対しては、情報の共有や連携、助言を通じて、DV施策が円滑に実施できるよう支援します。

県は、本計画を積極的に周知します。

(2) 市町の役割

市町は、DV防止法では、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有するとされており、基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置について、努力義務が課せられています。

そのため、関係機関・団体等との連携のもと、各市町においても、住民ニーズに対応したきめ細かなDV防止施策に取り組んでいくことが求められます。

(3) 関係機関・団体の役割

関係機関・団体は、被害者の状況に応じたきめ細かな支援を実施するために、県や市町と積極的に連携することが求められます。

(4) 県民の役割

男女の人権が尊重され、県民一人ひとりが心豊かで、安全で安心して生きがいのある人生を実感できる社会を実現するため、DVが、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、子どもに対する虐待でもあるという認識のもと、県民一人ひとりが、DVを社会的な問題としてとらえ、関心を持ち、DVの未然防止と早期発見に取り組むことが期待されます。

2 計画の推進体制

- (1) 県全体で、国、県、市町、関係機関・団体等が相互に連携を図りながら、DV対策の総合的な施策の推進に取り組みます。
- (2) また、関係部局等が相互に連携し、総合的な取り組みを進めます。
- (3) 国、市町、警察などの職務上関係する機関および民間の支援団体と相互に連携して、切れ目のない支援を推進します。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

(1) 点検評価・進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善）の考えに基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題等について、滋賀県DV問題対策会議等において、点検評価します。

(2) 計画の見直し

国の制度改正やDVを取り巻く社会情勢の変化に対応するため、計画の内容について、必要に応じて見直しを行い、見直し結果を施策に適切に反映します。